静岡市障がい者共生のまちづくり計画とは

資料1-1

1 計画の概要

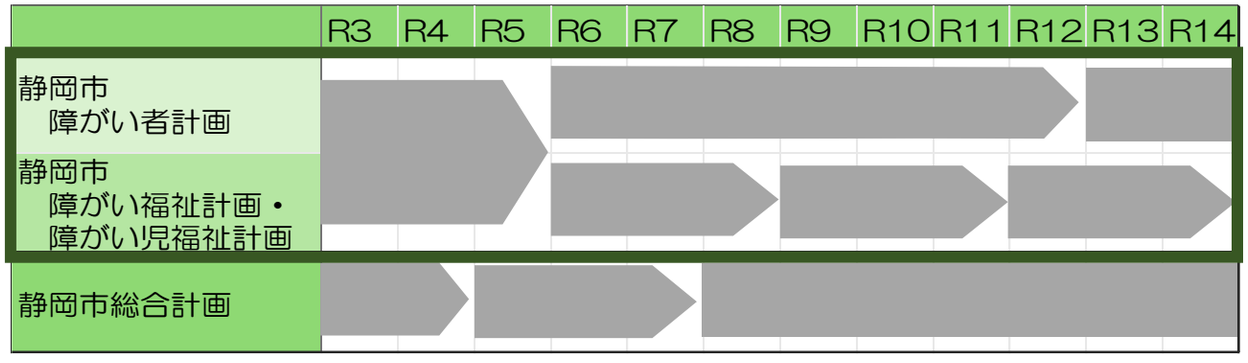
▶ 障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現を基本理念とする、障がい福祉分野の個別計画です。
令和6年度～令和12年度までの7年間を計画期間としています。

▶ 以下の3つの計画を一体的に策定しています。

①障がい者計画
　障がいのある人のために市が独自で実施する施策の基本的な内容を定めるもの。(障害者基本法)

②障がい福祉計画
　障害福祉サービス・地域生活支援事業等の必要量の見込等について定めるもの。(障害者総合支援法)

③障がい児福祉計画
　障害児通所支援等の必要量の見込等について定めるもの。(児童福祉法)



2 計画のポイント

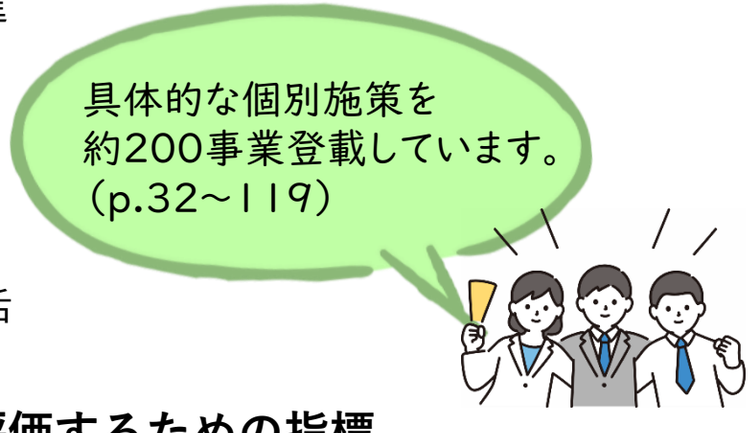
▶ 本市のマスタープランにあたる静岡市総合計画との整合を図るため、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間は国の指針に基づく3年間としつつ、計画期間の定めのない障がい者計画の期間を総合計画と合わせた令和12年度末までとしました。

▶ 前計画までの評価指標としていた「個別事業の実績」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画において定める成果目標の達成状況」に加えて、計画全体・各大分野に対応した評価指標を新たに設定し、計画の進捗状況を把握していきます。

3 計画の構成

▶ 本市の課題に基づく8つの大分野と、課題に対する施策の柱となる小分野に各事業を位置付けています。(詳細は計画冊子p.20、21)

大分野1:権利擁護・理解促進
大分野2:地域生活支援
大分野3:医療・保健
大分野4:生活環境
大分野5:安全・安心
大分野6:子ども
大分野7:雇用・就労
大分野8:文化活動・市民生活



4 計画の進捗状況を評価するための指標

▶ 上記の課題に対応する形で、計画の効果測定を行う指標を設定しています。
(詳細は計画冊子p.26～29)

計画全体:地域における共生が進んでいると思う人の割合
大分野1:障害者差別解消法を知っている人の割合
大分野2:主任相談支援専門員の数 (＋福祉計画の成果目標も一部活用)
大分野3:福祉計画の成果目標を活用
大分野4:日常生活や社会生活を送るうえで、
　バリアフリー化やユニバーサルデザイン化が進んだと思う人の割合
大分野5:個別避難計画の作成状況
大分野6:地域の支援者に引き継いだ医療的ケア児等支援の件数、
　市立小中学校における医療的ケア児受入のための看護師配置
　対応率(＋福祉計画の成果目標も一部活用)
大分野7:就労系障害福祉サービス利用終了者に占める一般就労移行者の
　割合(＋福祉計画の成果目標も一部活用)
大分野8:16歳以上の週1日以上のスポーツ実施率、週に1日以上、文化芸術
　活動(鑑賞等を含む)を実施している人の割合